

改正民法学習会・交流会 (組合会館参加希望者専用)

2023年4月1日施行の民法改正により、相隣関係の規定（お隣さん同士の間での土地利用などのルール）が変わりました。

法律は私たちが日常生活で使う言葉とは違い難解で法曹関係者でないとなかなか理解するのが難しいのが現実です。そのため、いざトラブルが起きると法律を知っていないというだけで泣きを見てしまいます。

技対部ではそういった問題を少しでもなくしたいと思い、今回の学習会では、法律のプロである「ときた・小林総合法律事務所」の^{ときた}鴫田香織弁護士をお招きし、隣地使用权をめぐる改正前の問題点（詳細は裏面を参照ください）と改正によってどのようにルール（法律の運用）が変わったのかを、わかりやすく丁寧に解説してもらいます。

【日時】2023年10月8日(日) 午前10時～午前11時30分(予定)

※開始時間10分前には組合にお越しください。

当日は学習会終了後に交流会を予定しています。交流会は学習会終了後の11時30分～12時までを予定しています

【場所】組合会館3階（神戸市灘区岸地通5-1-14）

【対象者】組合員（シニア組合員含む）、その配偶者、組合員の事業所に直接雇用される事務員

【定員】20人（先着順） 【参加費】無料

【講師】^{ときた}鴫田香織弁護士（ときた・小林総合法律事務所所長）※プロフィールは裏面参照

【申込方法】申込書を締切日までに組合に持参するかFAX（078-871-1419）または郵送してください

※YouTubeでの視聴をご希望の方はYouTube専用の申込書で申込をしてください

【締切】10月2日(月)まで ※キャンセルされる場合はお早めにご連絡ください
申込される方は必ず裏面もお読みください

----- キリトリ線 -----

改正民法学習会・交流会 (組合会館参加希望者専用)

参加資格（○をして下さい） 組合員 組合員の配偶者 組合員の事業所に直接雇用される事務員

参加者氏名 _____

所属事業所名 _____

当日の連絡先 _____

神戸土木建築労働組合技対部



鴫田香織弁護士のプロフィール

昭和 43 年 8 月神戸生まれ。長田高校から早稲田大学法学部に進み、同大学大学院に在籍中の平成 6 年 10 月に司法試験に合格。

平成 9 年弁護士登録。

関西学院大学、神戸学院大学、甲南大学にて講師を歴任。平成 21 年度には兵庫県弁護士会副会長を歴任。

現在、ときた・小林総合法律事務所で民事・家事事件を中心に活躍。

学習会に参加していただくにあたってのお願いと注意点

- ・ 組合へお越しの際は電車やバスなどの交通機関をご利用ください。車でお越しの方は組合近くの有料駐車場をご利用ください。組合会館下の駐車スペースは利用できません。
- ・ 鴫田弁護士への質疑応答は、今回のテーマに沿った内容に限定させていただきます。個別内容については、後日、鴫田弁護士に直接ご相談ください。
(相談料などについては鴫田弁護士に直接ご確認ください)
- ・ 質疑や問題提起をする際にプライバシーの上の問題（名前の公表など）を挙げられるとトラブルにつながることもありますので、発言の際はその点ご配慮ください。
- ・ 当日は学習会の様子について写真及びYouTube動画の撮影を行います。予めご了承ください。

<今回の学習会で予定している中心テーマ「隣地使用権をめぐる改正前の問題点」とは？>

- ・ 隣地使用権（権利の性質や内容のあいまいさを解決）

【現行民法 209 条 1 項本文と問題点】

改正前の民法では「土地の所有者は境界またはその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するために必要な範囲で、他人の所有する隣地の使用を請求することができる」とされていました。しかし、「隣地の使用を請求することが出来る」という文言があいまいで解釈に争いがありました。例えば、お隣さんが所在不明の時に、裁判を起こさずに隣地を使えるのかどうか必ずしもはっきりしませんでした。また「障壁・建物を築造・修繕」する以外の場合に隣地を使用できるかも不明確で、現実問題として土地利用に支障を来していました。

【改正のポイント】（権利の性質の明確化と使用目的の拡充など）

改正民法では、土地所有者は①境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕、②境界標の調査または境界に関する測量または③改正民法 233 条 3 項の規定による越境した枝の切り取りのために必要な範囲内で、隣地を使用することが出来る旨明記し、隣地の所有者などの承諾がなくても、その隣地を使用することが出来ることを明らかにしました。